

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の 指定の取消しについて

平成 29 年 3 月 31 日

寝屋川市は、介護保険法及び大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、下記の指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取消しましたのでお知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 エムズ・エンタープライズ株式会社
- (2) 代表取締役 森川 基樹
- (3) 所在地 大阪府中央区上町一丁目 26 番 8 号

2 対象事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 アウリィゆうき
- (2) 所在地 寝屋川市美井元町 27 番 26 号 昭和ハイツ 102 号
- (3) サービスの種類 訪問介護、介護予防訪問介護
- (4) 指定年月日 平成 23 年 12 月 1 日

3 指定取消の理由

- (1) 介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号及び第 115 条の 9 第 1 項第 5 号
 - ア 利用者に対して、訪問介護（介護予防訪問介護）を行っていないにもかかわらず、これを行ったものとして居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の請求を行い、同費を不正に受領したこと。
 - イ サービス提供責任者において、新規に訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）を作成した利用者に対して、初回加算として所定単位数を加算し得るような訪問を行っていないにもかかわらず、これを行ったものとして、当該加算を行った単位数を用いて居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の請求を行い、当該加算に係る同費を不正に受領したこと。
 - ウ 事業所と同一建物に居住する利用者に対して、訪問介護（介護予防訪問介護）を行ったことから、所定単位数を減算しなければならないにもかかわらず、当該減算を行わないままの単位数を用いて居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の請求を行い、当該減算に係る同費を不正に受領したこと。

(2) 介護保険法第 77 条第 1 項第 3 号及び第 115 条の 9 第 1 項第 2 号

ア 事業所には、専らその業務に従事し、常時勤務する管理者を置かなければならないところ、事業所の指定時から平成 29 年 1 月まで、当該要件を満たす管理者を置いていないこと。

イ 事業所には、専らその業務に従事し、常時勤務するサービス提供責任者を利用者の数に応じて 1 人以上置かなければならないところ、事業所の指定時から平成 29 年 1 月まで、当該要件を満たすサービス提供責任者を置いていないこと。

ウ 事業所には、常勤換算方法で 2.5 人以上の訪問介護員等を置かなければならないところ、事業所の指定時から平成 24 年 8 月まで、当該員数を置いていないこと。

(3) 介護保険法第 77 条第 1 項第 9 号及び第 115 条の 9 第 1 項第 8 号

(2)アからウまでの違反があるにもかかわらず、不正の手段により指定居宅サービス事業者（指定介護予防サービス事業者）としての指定を受けたこと。

(4) 介護保険法第 77 条第 1 項第 4 号及び第 115 条の 9 第 1 項第 3 号

ア 事業所の管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならないと、また、当該従業者に厚生労働省令又は大阪府条例で定める訪問介護（介護予防訪問介護）に係る人員、設備及び運営に係る基準を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならないところ、事業所の指定時から平成 29 年 1 月まで、下記イ、ウ等の基準違反があることから、これらの義務に違反していること。

イ 事業所のサービス提供責任者は、訪問介護（介護予防訪問介護）の利用の申込みに係る調整や利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握しなければならないところ、事業所の指定時から平成 29 年 1 月まで、これらの義務に違反していること。

ウ 事業所は、当該事業所の訪問介護員等によって訪問介護（介護予防訪問介護）を利用者に提供しなければならないところ、当該要件を満たしていない者が、訪問介護（介護予防訪問介護）を提供していたこと。

4 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領していた居宅介護サービス費及び介護予防サービス費（加算金を含む。）について 7,626,011 円を返還させる。

※ 上記 4 についての所管は、高齢介護室になります。

〒572-8533

寝屋川市池田西町 28 番 22 号

寝屋川市 福祉部 福祉総務課

電話：072-838-0171